

郵電業第101号
平成11年8月31日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 浅田 和男 殿

郵政省電気通信局長
天野 定 邦

接続料の算定に関する事項について

平成11年1月22日、貴社が指定電気通信設備の設置者の地位を承継しているところの当時の日本電信電話株式会社から申請のあった指定電気通信設備に係る接続約款の変更の際して、電気通信審議会から、郵政省に対し6項目にわたる検討要望がなされた。

これらについて、郵政省において検討した結果、今後速やかに次のとおり措置を講じることが適当との結論を得たので通知する。なお、講じた措置内容については別途報告されたい。

記

1 利用者向け料金と接続料との関係について

貴社のサービスの利用者向け料金とそのサービスの提供に係る貴社の指定電気通信設備利用部門の振替接続料との関係について、これが反競争的でないことを検証すること。

2 工事費等の算定について

(1) 工事費等の算定に用いられている作業単金のうち、労務費単金について



は、実態をより適確に反映させるため、調査を行い、次回の接続料再計算時に見直しを行うこと。

(2) 作業単金を構成する物件費及び管理共通費については、当年度予測値として算定すること。なお、交際費等作業に直接関係しない費用についてはこれを除外して算定すること。

(3) 工事費の算定に用いられている作業時間については、工数削減を料金に反映させることが可能となるよう、例えば、毎年度の接続料の再計算にあわせて工数等を調査し、その結果を接続事業者と協議する等、定期的な工数見直しのルールを策定すること。

3 予測原価・予測需要により算定される接続料の範囲について

(1) I S D N、番号案内を提供するための機能等の接続料については、その原価の減少や需要の増加が顕著である場合には、当年度の予測原価・予測需要により算定を行うこと。

(2) 接続事業者が個別負担を行う接続料についても、実態との乖離をできるだけ小さくするため、可能な限り、使用される比率を含めて当年度の予測原価・予測需要により算定を行うこと。

4 伝送路の接続料の速度区分について

加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路を専用的に使う接続料は、速度区分を細分化して1.5メガビット毎秒相当単位とすること。

5 バンドルされたネットワークの利用について

他事業者による専用線の利用については、現在端末回線線端接続において利用者向け料金が準用されているが、これを見直し、同様な形態による約款外役務も含め、利用者向け料金との対応費用範囲の差異を考慮した割引料金を適用するため、貴社において基本的な考え方と、導入に向けての具体的なスケジュールを検討し、明らかにすること。



6 コロケーションの条件について

- (1) 接続事業者がコロケーションを要望する装置が、接続約款に記載されるコロケーション条件の対象となるか否かについては、接続事業者において技術的・経済的等による代替性の観点からそれが必要であると判断されるか否かを基本として、合理的な範囲内で決すること。
- (2) コロケーションしている複数の接続事業者の設備同士の接続については、これを拒否する合理的な理由がない限り対応すること。なお、仮にコロケーション設備について業務遂行上制限すべき事項があれば、接続事業者の意見を聴取した上で必要最小限の範囲内における具体的な制限事項を明確にしてその内容を公表すること。
- (3) コロケーションの料金については、例えば利用実績のあるビルに限定するなどの工夫をした上で接続約款に実額記載する等、明確な形で公表すること。



